

【緊急！】消費者トラブル注意報 第93号

業務停止命令を受けた事業者からの勧誘に注意！

消費者庁は、令和元年7月19日にWILL株式会社(ウィル)に対して特定商取引法に基づく業務停止命令を行いました※ 同社の関連会社であるVISION株式会社(ビジョン)及び株式会社ワールドイノベーションラブオールが、同様の悪質な勧誘を繰り返しており、ここ最近、県内でも相談が寄せられています。

※ WILL株式会社はIP電話機能やカラオケ等の複数のアプリケーションが組み込まれた「USBメモリ」を販売。WILL株式会社は契約者から「USBメモリ」を賃借した上で第三者に貸し出し、第三者がアプリケーションを有償で使用することで得られる運用収益から、「USBメモリ」の賃借料を契約者に払うとの内容で勧誘。しかし、WILL株式会社の利益の99%は「USBメモリ」の販売によるものであり、「USBメモリ」の運用収益から契約者への賃借料を払っているわけではないことが消費者庁の調査で判明。そのため、勧誘時の内容は契約者に対し不実のことを告げるもの（不実告知）であり、特定商取引法の規定に違反することから業務停止命令（24か月）を行ったもの。

□相談事例

○実家の親が、VISION株式会社と「USBメモリ」購入の契約をした。高級ホテルでのセミナーに呼ばれ、60万円投資すると72万円の利益が出るとのことだった。解約させたいがどうしたらよいか。

□消費者へのアドバイス

① 有利な条件にはリスクが伴います

高額配当など非常に有利な条件での取引は、消費者にとって相当程度のリスクがある場合があります。取引を行う場合は、リスクも十分に検討してください。

② 先進的ビジネスや将来性を強調されたときは実態を確認しましょう

先進的なビジネスの好調さや将来性を強調した勧誘を受けた場合には、そのようなビジネスの実態を慎重に確認してください。

③ すぐ契約せず、まずは家族などと相談しましょう

契約する前に家族や公的機関などに相談しましょう。後から解約や返金を求めても、事業者やその関係者と連絡が取れなくなることがあります。

お困りの際には、県や市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

■ 熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

(相談受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

■ 最寄りの警察署または警察安全相談電話 #9110

(相談受付時間：24時間)